

論文の内容の要旨

論文題目： アメリカの通商政策における 301 条と GATT/WTO— 対立と収斂のプロセス

氏名： 金暎根

本論文は、アメリカの通商政策における通商法 301 条（1974 年の通商法 301 条及び 1988 年包括通商法のいわゆるスーパー 301 条）と GATT/WTO との関係を明らかにする試みである。通商法 301 条は、80 年代から 90 年代にかけて、アメリカが通商問題を処理する上で基本的指針とみなされてきた。その時期における 301 条は、アメリカにとって、GATT/WTO といった国際制度の掲げる「普遍的（一般的）な相互主義」から乖離して自らの要求を押し付ける「独善的（特定の）な相互主義」の手段であった。しかし、1990 年代になると 301 条は、GATT/WTO の「普遍的（一般的）な相互主義」と整合的なものだと論ぜられるようになり、WTO が発足した 95 年以降、制裁の手段として用いられることはなくなった（序章及び第 1 章）。

本論文第 2 章では、そのようなアメリカの通商政策における 301 条と GATT/WTO との対立と収斂のメカニズムを、(1) 国際システム論（覇権安定論、国際制度論）、(2) 国内政治、(3) 国際システム要因の国内政治への影響、という三つの要因から説明する枠組みを提示する。

覇権安定論は、極めて単純に、国際経済におけるアメリカの相対的な地位が低下したことによってアメリカの通商政策が GATT からの乖離し、また相対的な地位が回復したことによって GATT/WTO の一般的な相互主義に回帰すると考える。この観点から言えば、アメリカが 80 年代に特定の相互主義を採るようになったのは、アメリカの相対的な地位が低下したからであり、90 年代に一般的相互主義に回帰したのは、アメリカの相対的地位が回復したからである、ということになる。国際制度要因からの議論は、国際制度が十分に発達していないときには、加盟国は国際制度のルールや規範から乖離する可能性が高く、逆に、制度化が十分に進展し紛争処理手続きが強化されている場合には、メンバーがルールや規範から逸脱する可能性は低い、というものである。この考えから言えば、80 年代に特定の相互主義を採るようになったのは、GATT が十分に制度化されていなかったからであり、90 年代に一般的相互主義に回帰したのは、GATT が強化され WTO となったからである、ということになる。

国内政治要因を重視する説明に関しては、まず利益集団モデルがあげられる。利益集団

モデルは、通商に関し、国際的な競争力が弱い産業は保護主義的であり、競争力が強い産業は自由貿易指向であると考えられる。したがって、国際システム上の要因と利益集団の選好との相互作用を考えれば、アメリカの経済的な地位が高い時には、多くの集団が国際的な競争力を持ち、自由貿易支持が広く分布すると予想される。他方、相対的な経済力が弱くなると、保護主義的な利益集団が増大し、全般的にアメリカの通商政策は保護主義的な色彩を強めると考えられる。

国内政治要因を重視するもう一つの説明は、国内政治制度を重視するもので、特に利益集団、議会、行政府の間の力関係を強調する。70年代から80年代にかけて、アメリカ議会は制度改革によって利益集団から直接に圧力を受ける機会が多くなり、また、議会と行政府の関係においても、議会の力が相対的に強化される制度ができた。このような国内制度的要因が特定の相互主義を強めることとなったと考えることができる。また、90年代には、ウルグアイ・ラウンドが終結しWTOが成立し法制度化が進展する。このことは、行政府に大きな力を与え、利益集団や議会の特定の相互主義を抑制するのに大きな役割を果たしたと考えられる。

以上のような枠組みを設定し、まず、覇権安定論の提示する仮説を検証した(第3章)。その結果、アメリカの相対的な経済力は、70年代から80年代にかけて低下し、90年代には上昇に転じていることがわかった。したがって、アメリカの通商政策の一般的な傾向に関しては、この仮説で説明することが可能である。しかし、説明できない部分も存在することが明らかとなった。それは次の二つである。

- (1)アメリカの相対的な地位は70年代(あるいはそれ以前)から低下しているのに、特定の相互主義が顕在化したのは80年代、それも80年代半ば以降である。
- (2)アメリカの相対的地位の回復は、90年代初頭からであるが、アメリカがGATT/WTOと整合的な通商政策を採り始めたのは、基本的には95年のWTO設立以後である。

この時間的なずれはなぜ生じたのか。上記の二つの疑問に答えるため、本論文は国際レベルの要因(国際制度)に加え、アメリカ国内の要因に注目し、ケース・スタディを行った。

第一に、88年包括通商法の成立過程を詳細に分析した(第4章)。その結果、次のことが明らかとなった。国内政治プロセスの中で形成された301条支持の連合がGATT/WTO支持の連合より優勢になり、それゆえにアメリカの通商政策がGATTと対立するように変化していた。80年代、貿易収支、国際競争力が急速に悪化した結果、利益集団に広く強い保護主義が見られ、他方、競争力を誇っていたハイテク産業でも競争力の強化がスローガン

となっていた。こうして、競争力のない産業も競争力のある産業も 301 条を支持するようになる。それが議会にインプットされ、行政府がそれに応えざるを得なかった。すなわち、利益集団の影響が無視できなかつたのである。

第二に、第 5 章では、包括通商法の成立から 93 年末のウルグアイ・ラウンドの妥結までのプロセスをアメリカを中心に分析した。第 6 章では「1995 年の WTO 承認の政治 (WTO への回帰)」を検証するため、1994 年ウルグアイ・ラウンド実施法案をめぐる米議会内での討議プロセスを取り上げた。このケース・スタディでは、アメリカの国内政治に着目し、利益集団、議会 (議員)、行政府の、GATT と 301 条に対する言説及びその分布の変化を明らかにし、乖離と収斂のプロセスと理由を考察した。その結果、次のことが明らかとなった。国内政治プロセスの中で形成された 301 条と GATT/WTO をともに支持する連合が WTO に反対し、301 条を支持する連合より優勢となり、その結果、アメリカの通商政策が GATT/WTO へ収斂する糸口を作っていた。90 年代半ばまでにアメリカの経済の回復は明らかであったが、貿易に関して言えば、貿易収支は悪化の傾向があり、また競争力もそれほど回復は見られず、80 年代から引き続き競争力を低下させる産業が多かった。しかしながら、最終的には、301 条と WTO の両立、という言説が支配的になり、UR 実施法案が成立した。

第三に、第 7 章と第 8 章では日米自動車摩擦問題 (第 7 章) とフィルム摩擦問題 (第 8 章) を対象として、WTO 成立をはさんで、具体的な通商問題の解決にどのように通商法が援用され GATT/WTO が理解されていたのかを検討した。競争力の低下している自動車産業、そして競争力のあるフィルム (コダック) は、ともに 301 条に訴えようとした。自動車摩擦においては、WTO 発足以前にアメリカは 301 条の調査を行い、日本に交渉を求めたが、日本は拒否し、日本は、発足間もない WTO の紛争処理の手続きに従おうとした。そして、日米は、95 年 6 月、2 年越しの摩擦に終止符を打つ。アメリカは 301 条を発動することができなかった。また、フィルム摩擦でも、アメリカは WTO 以外の分野であるとして、301 条に訴え解決を図ろうとしたが、日本はそれに応じず、アメリカは WTO に訴えたが、結局敗訴する。WTO 発足以降、WTO がカバーする分野以外でも 301 条が発動されることは無かった。日米自動車摩擦においてもフィルム摩擦においても、WTO の成立 (国際制度の法制度化) は決定的な役割を果たしたのである。

以上のように、本論文は、アメリカの通商政策における GATT/WTO からの乖離と収斂のプロセスを示し、そして、乖離と収斂が生じる原因を複数の仮説から検討した。第 9 章で

結論づけるように、大枠で言えば、覇権安定論に基づく説明が大きな流れを捉えていると考えられる。しかし、なぜ、相対的な経済力の低下が既に顕著であった 70 年代ではなく、80 年代半ばから特定の相互主義が台頭したのか、また、相対的経済力が 90 年代初頭から回復したのにもかかわらず、90 年代半ばに特定の相互主義が放棄され WTO と整合的な通商政策が採られるようになったのか、という疑問が残った。

前者に関して言えば、80 年代半ばに、貿易収支が大いに悪化したことが原因であり、それを是正し国際競争力を高めるために特定の相互主義が採られたといえる。そしてその背後には、当時の GATT が十分にそれらの問題を解決するものとは捉えられていなかったことがある。また、90 年代半ばに、WTO の一般的な相互主義に回帰した一番大きな要因は、WTO が成立し、発足したことであった（1995 年 1 月 1 日）。しかし、90 年代半ばの回帰の過程は、平坦なものではなく、特定の相互主義は未だ強く、それは WTO 成立をみてようやく終焉するのである（日米自動車摩擦においても、フィルム摩擦においても、その決着は WTO 成立以後であった）。すなわち、アメリカの通商政策の変化において、国際制度の強化は大きな役割を果たした。とはいえ、国際制度に関する仮説が、アメリカの通商政策における GATT/WTO からの乖離と収斂の両方に関して、すべての点において、他の要因より優れた説明を行うというものではない。たとえば、「なぜ、GATT（一般的な相互主義／紛争処理手続き）から 301 条（特定の相互主義）への転換（乖離）が起きたのか」という基本的疑問に関しては、動機は経済的利害仮説（覇権及び各産業の国際競争力）の前提から説明できると考えられる。ただし、本論文は、301 条が台頭した要因に関しても国際制度の弱さが影響を及ぼしている点を指摘した。

このように、覇権安定論に基づくアプローチは大枠では説明力を持ちえるが、それとあわせて、法制度化の進展に着目した国際制度アプローチは本論文の基本的疑問である、なぜアメリカの通商政策が GATT/WTO の原理から乖離し、また再びそれに回帰したかを説明するに大きな役割を果たすことが示された。